

小牧市水道事業指定給水装置工事事業者規程及び小牧市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小牧市水道事業

小牧市長 天 野 正 基

小牧市水道事業管理規程第 3 号

小牧市水道事業指定給水装置工事事業者規程及び小牧市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

(小牧市水道事業指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第1条 小牧市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年小牧市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「様式第1。」を削る。

第8条第3号中「第7条」を「前条」に改め、同条第6号中「第17条」を「第16条」に改め、同条第7号中「第18条」を「第17条」に改める。

第10条第4号中「第9条」を「前条」に改める。

第13条第1号中「第12条第1項」を「前条第1項」に改める。

第14条中「(様式第2)」を削る。

第15条を削る。

第16条第1項中「(様式第4)」を削り、同条を第15条とする。

第17条を第16条とし、第18条を第17条とし、第4章中同条の次に次の1条を加える。

(準用)

第18条 第3条、第11条及び第13条から前条までの規定は、給水条例第7条第1項ただし書の規定により非常時給水装置工事事業者が施行する給水装置工事について準用する。

第20条中「は、管理者が」を「及び必要な書類の様式は、」に改める。

様式第1から様式第4までを削る。

(小牧市水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第2条 小牧市水道事業給水条例施行規程(平成31年小牧市水道事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第4条中「指定給水装置工事事業者」の次に「及び同項ただし書に規定する非常時給水装置工事事業者」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。